

# シンボルマーク使用規約

## (目的)

**第1条** この規約は、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（以下「全宅連」という。）の会員である47都道府県宅地建物取引業協会（以下「都道府県協会」という。）及びそれらの加入会員（以下「会員」という。）並びに公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会、一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会、一般財団法人ハトマーク支援機構（以下、これらを総じて「ハトマークグループ」という。）のハトマークグループ統一のシンボルマークとし、このシンボルマークの使用に関する規程を定め、各機関及び会員の名誉と信用の維持、向上を図り、あわせて公衆の利益を保護することを目的とする。

## (シンボルマークの名称)

**第2条** 本規約が対象とするシンボルマークの名称は、「ハトマーク」と呼称する。

## (シンボルマークの定義)

**第3条** 本規約が対象とするシンボルマークとは、上部を赤色、中央を白色、下部を緑色とし、二羽のハトの重なりを図案化したものをいう。その意味は、赤色が太陽、緑色が大地、白色が取引の公正さを表し、二羽のハトの重なりは、公衆と会員の信頼と繁栄を表現するものであり、かつシンボルマーク上部に付された「REAL PARTNER」は、シンボルマークのキャッチフレーズである。

## (シンボルマークの変更禁止)

**第4条** シンボルマークの使用にあたり、前条に定めるシンボルマークの図形、色彩、文字、記号に変更を加えて用いてはならない。

## (シンボルマークの使用方法)

**第5条** シンボルマークの使用方法は、シンボルマークをバッジ、看板類、印刷物、標章、標識などに用いて宣伝あるいは取引に使用する行為をいう。

## (シンボルマークの運用基準等)

**第6条** シンボルマークの使用は、「シンボルマーク使用のための手引書」（以下「マニュアル」という。）により使用基準を定め運用する。全宅連が特に定めたもののほかは、マニュアル以外の使用は許さない。ただし、全宅連に対し、マニュアル外使用の必要性、具体的な使用方法等を報告説明して、その許諾を得た場合はこの限りではない。

## (シンボルマークの使用対象者)

**第7条** シンボルマークの使用が許される者は、ハトマークグループに限定する。

但し、理事会で必要と認めた者については、使用できるものとする。

2. 前項の規定に関わらず、都道府県協会関係機関として設立した団体等については、全宅

連へ所定の書類を届出た後、使用できるものとする。

(使用権者の責務)

**第8条** シンボルマークの使用を承認された者（使用権者）は、シンボルマークの使用に際して細心の注意を払い、マニュアルを遵守し、シンボルマーク及びハトマークグループに対する公衆の信頼を維持拡大すべき責務を負うものとする。

(使用権の喪失)

**第9条** 次の各号のいずれか一つに該当する者は、シンボルマークの使用権を喪失する。

- (1) 会員としての身分を失った者
- (2) 会員権利について一時停止処分を受け、その期間中の者
- (3) 使用権者の義務を怠り、全宅連より使用中止の通知を受けた者

(使用権喪失の場合の措置)

**第10条** 前条によりシンボルマークの使用権を喪失した者は、直ちにその使用を中止し、かつ業務にかかる物品及び宣伝、広告、標識等のシンボルマークを除去若しくは除去に代わるべき措置を講ずるものとする。

(不正使用に対する措置)

**第11条** 前条に反してシンボルマークの使用が継続されている場合、その他シンボルマークが不正に使用されている場合は、全宅連は、下記に従い、自ら又は都道府県協会に指示して不正使用状態の排除に必要な一切の行為を行うことができる。

- (1) 全宅連会長は、当該会員が所属し又は所属していた都道府県協会会長に対し、不正使用者のシンボルマークの使用差止、その除去等適切な処置を講ずるよう指示、勧告する。
- (2) 都道府県協会会長は、直接都道府県協会の名を以って、又は当該会員の所属する支部の支部長をして、当該不正使用者に対し、シンボルマークの使用が不正であることを通知し、その使用の差止及び除去等適切な方法を指示、勧告する。
- (3) 前項の勧告通知が到達した日から14日を経過しても尚シンボルマークの不正使用が行われている場合、都道府県協会会長は、当該不正使用者に対し、不正使用状態の排除に必要な一切の措置を講じなければならない。

附 則

1. この規約の改廃は、全宅連理事会の承認を得なければならぬ。
2. この規約の規制対象であるシンボルマークの商標権（登録番号1955062）は、全宅連に帰属するものである。
3. この規約は、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

1. この規約の一部改正は、平成25年3月21日から施行する。（第7条第2項）

1. この規約の一部改正は、平成27年3月24日から施行する。（第1条、第5条、第6条、第7条、第8条）

別紙様式 1

シンボルマーク使用申請書

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会

会長

殿

\_\_\_\_\_は、シンボルマークの使用をいたしたく使用申請をさせていただきますのでお取り計らいの程宜しくお願いします。

1 使用希望時期 平成 年度（平成 年 月）

2 使用内容（広報誌、研修会、PR広告等）及び使用方法（バッジ、看板、印刷物、標章、標識等）

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

平成 年 月 日

〒

住所

氏名（法人名・代表者名）

印

上記法人は、当協会の関連団体でありますので、シンボルマークの使用をお願いいたします。

平成 年 月 日

〒

住所

氏名（協会名・会長名）

印